

経済産業省

20190920貿局第2号
輸入注意事項2019第86号
経済産業省貿易経済協力局

「特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領」（令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年9月27日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領」の一部改正について

「特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領」（令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年10月1日から施行する。

「特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領」（令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項第80号）

改正後	現行
<p>1. 包括承認の種類及び対象</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 包括承認の対象</p> <p>① (略)</p> <p>② 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和41年通商産業省告示第170号。以下「輸入公表」という。）二の二の表の第2の1、三の7の（3）並びに8の（2）及び（3）に掲げる貨物（以下のイ、ロ及びハに掲げる貨物を除く。）の輸入であって、その船積地域が締約国等であるもののうち、外国特定科学施設から貨物が送付されるもの</p> <p>イ イラク、北朝鮮、リビア、ソマリア若しくはシリアを原産地又は船積地域とし、輸入公表<u>二の表の第1</u>のイラクの項、北朝鮮の項、リビアの項、ソマリアの項又はシリアの項に掲げるもの</p> <p>ロ ウクライナ（クリミア自治共和国又はセヴァストープリ特別市に限る。）を原産地とし、輸入公表<u>二の表の第1</u>のウクライナ（クリミア自治共和国又はセヴァストープリ特別市を原産地とする場合に限る。）の項に掲げるもの</p> <p>(以下、略)</p>	<p>1. 包括承認の種類及び対象</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 包括承認の対象</p> <p>① (略)</p> <p>② 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和41年通商産業省告示第170号。以下「輸入公表」という。）二の二の表の第2の1、三の7の（3）並びに8の（2）及び（3）に掲げる貨物（以下のイ、ロ及びハに掲げる貨物を除く。）の輸入であって、その船積地域が締約国等であるもののうち、外国特定科学施設から貨物が送付されるもの</p> <p>イ イラク、北朝鮮、<u>エリトリア</u>、リビア、ソマリア若しくはシリアを原産地又は船積地域とし、輸入公表<u>二の表の第2</u>のイラクの項、北朝鮮の項、<u>エリトリアの項</u>、リビアの項、ソマリアの項又はシリアの項に掲げるもの</p> <p>ロ ウクライナ（クリミア自治共和国又はセヴァストープリ特別市に限る。）を原産地とし、輸入公表<u>二の表の第2</u>のウクライナ（クリミア自治共和国又はセヴァストープリ特別市を原産地とする場合に限る。）の項に掲げるもの</p> <p>(以下、略)</p>